

Ⅲ 学校生活ガイド

1 学校指定運動着・名札の購入

品 名	規 格	税込み価格
トレーニングシャツ	120～130	¥4,273
	140～150	¥4,790
	S～LL	¥5,178
トレーニングタイツ	120～130	¥3,884
	140～150	¥4,401
	S～LL	¥4,790
半袖シャツ	120～130	¥2,589
	140～150	¥2,847
	S～LL	¥3,106
ハーフパンツ	120～130	¥2,201
	140～150	¥2,460
	S～LL	¥2,719

R3. 2現在の価格

※取扱店の場所



上記販売店で買い求めください。体育授業や体育的行事では学校指定の運動着を着ます。名札は、学校で購入できます。1枚110円（R3.9 現在）です。1年生は、専用の名札を1年間使用します。

Ⅲ 学校生活ガイド

2 滝二小学校連絡網

利用者登録の手順

《登録にあたって》

- ◆携帯電話・スマートフォン・パソコン等、連絡が取りやすい端末のメールアドレスをご登録ください。（各家庭5台までの登録が可能です。）
- ◆保護者の方は、登録を始める前に、クラスと出席番号をご確認ください。
- ◆登録されたメールアドレスは学校側では見ることができません。
- ◆ドメイン指定受信の設定をしている方は「g-renraku.jp」を指定受信に追加してください。

《登録》

S t e p 1 : 空メール送信～登録用メールの受信

滝沢市立滝沢第二小学校 登録専用アドレス：『 e-taki2syo@g-renraku.jp 』



携帯電話、スマートフォンでQRコードを読み込んで空メールを送信するか、上記の登録専用アドレスを直接入力し、空メールを送信してください。

※iPhoneの標準メールアプリでは、送信ボタンが押せない場合、本文に空白を入れてください。

※注意！空メールを送る際は、件名には何も入れずに送信してください。

（登録済みの方は、上記の手順で空メールを送信すると、マイページのログインURLが届きます。）

**※空メールを送信しても登録用メールが届かない場合は、
下記の設定を行ってから、再度、空メールを送信してください。**

※詳しくはご利用の携帯電話会社のホームページをご覧ください。

↓こちらを指定受信に設定してください。

g-renraku.jp

(ジ・ハイフン・アール・イー・エヌ・アール・イー・ケー・ユー・ドット・ジ・エイ・ピー)

Ⅲ 学校生活ガイド

《登録のつづき》

Step 2：必要事項入力

- ①間もなく登録用メール「件名：学校連絡網への登録はこちらから！」が届きます。メール本文に記載されているURL (https://～) に接続してください。
- ②利用規約をお読み頂き、「同意する」を押したら、必要事項を入力してください。

利用者氏名	利用者の氏名です。※ニックネームはご遠慮ください。
フリガナ	利用者氏名のフリガナを入力してください。（ひらがなでの入力も可）
区分	「保護者」、「職員」、「地域・その他」の中から該当するものを選んでください。
児童名 クラス 番号	児童氏名、クラス、番号を入力してください。 （※保護者の方の場合、登録可能なお子さんは最大6人です。）
登録端末数	ご家庭で何台目の登録かを選択してください。 (1家庭につき最大5台まで)
パスワード	8～16文字の半角英数字で入力してください。 登録完了後、受信履歴や登録情報を確認できるマイページのパスワードです。※確認用を含め2ヶ所入力してください。

- ③入力が終わったら、「確認」ボタンを押してください。
- ④修正箇所がなければ、内容を確認して「登録」ボタンを押してください。
※修正箇所がある場合は、エラーメッセージが表示されますので、修正後再度「確認」ボタンを押してください。
- ⑤登録作業は以上で終了です！

Step 3：承認～マイページの確認

- ①登録した内容が学校に承認されると、登録完了メールが届きます。承認には数日かかることがあります。※数日経過しても登録完了メールが届かない場合は、学校までお問合せください。
- ②登録完了メールに記載されているマイページのURL(https://～)に接続して、設定したパスワードでのログインをご確認ください。

《マイページでできること》

- (1)連絡網メールの履歴の閲覧
- (2)メール受信セルフチェック
- (3)登録メールアドレスの変更
- (4)兄弟姉妹の追加登録(保護者のみ)
- (5)所属グループの変更
- (6)パスワードの変更

注意！）登録された内容によっては、却下通知メールが届くことがあります。
却下通知メールに記載されている理由を読み、表面のStep1から再度、操作をして下さい。

《問合せ》

システムへのお問合せ ⇒ <https://g-renraku.com/support/inquiry2/>



←お問合せ用QRコード（登録用ではありません。）
※登録は表面のQRコードです。

Ⅲ 学校生活ガイド

3 保健室から

健康な生活をおくるために

1 基本的な生活習慣…これができると、学校生活が楽しくなります。

早起き

朝ごはんを食べ、トイレを済ませ、歩いて登校するために、6:30には起きましょう。

朝ごはん

体温を上げ、脳を働かせるために、あたたかくバランスのよい朝ごはんを毎日食べましょう。

朝のトイレ

毎日の排便は、習慣です。「でた？」と聞いてみてください。

歯みがき

はみがきも、習慣です。低学年のうちは、おうちの方の声かけで、身についていきます。仕上げみがきもしましょう。

清潔

洗顔・うがい・手洗い・爪きりの習慣をつけましょう。ハンカチ・ちり紙もポケットに入ると、使う習慣が身につきます。

早寝

日々成長し、活動量が増えます。頭も体も精いっぱい使う1年生は、9～10時間の睡眠が必要です。ゲーム機やスマホの明るい光は質の良い睡眠を妨げます。また、視力の低下にもつながりますので、健康被害が及ばないよう保護者が使用を管理しま

2 朝の健康観察

★登校前の健康観察のポイント★

- ・熱はないか。
- ・いつもの元気があるか。
- ・便通はいいか。
- ・食欲はあるか。しっかり食べたか。
- ・顔色、目覚めはいいか。
- ・なんとなくだるそうではないか。
- ・気になる症状はないか。

毎朝、体温をはかりましょう。体調不良の場合は無理せず休みましょう。

3 欠席、早退、遅刻する場合…8:10までに学校へ連絡

兄弟や友達を通してではなく、保護者の方が電話等で直接ご連絡ください。

お子さんが学校で具合が悪くなったりけがをしたりした場合には、保護者の方に連絡をします。そのための、緊急の連絡先をはっきりさせておいてください。（勤め先や携帯番号などが変更になった場合は、学校へお知らせください。

Ⅲ 学校生活ガイド

4 出席停止：学校感染症

「学校感染症」にかかると、感染症の蔓延を防ぐため、学校長は児童の出席を停止しなければなりません。医師の指示に従って、おうちで病気の回復に努めてください。

種類	疾病	出席停止期間
第1類	(法定伝染病) エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、 中東呼吸器症候群、 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	原則として患者は指定医療機関に入院治療するので、治癒するまで出席停止となる。
第2類	インフルエンザ	発症後5日を経過しかつ解熱後2日が経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	病状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。
第3類	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	【その他の感染症】 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症等）、アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）等	医師の指示による。

※医師による証明書等は必要ありません。

Ⅲ 学校生活ガイド

5 学校災害保険制度…けがをしたら

学校やおうちでけがをした場合のために、3つの制度に加入しています。いずれも養護教諭が窓口になっていますので、おうちでけがをされた場合もお気軽にお話してください。詳しくは、入学後に配布する資料をご覧ください。全員加入で年間掛け金については、4月に集金させていただきます。

	支給対象となる範囲		掛け金	合計 1,260 円
独立行政法人 日本スポーツ振興センター	学校管理下内でのけが等 窓口支払1500円以上の場合		460円	
岩手県学校安全互助会	学校管理下内でのけが等 5日以上入院／7日以上通院の場合		200円	
岩手県PTA連合会 共済事業	全治まで8日以上でのけが等		600円	
	学校管理下外のけが	児童		
	PTA行事でのけが	児童		
		PTA会員		

6 給食について

(1) 食物アレルギーについて

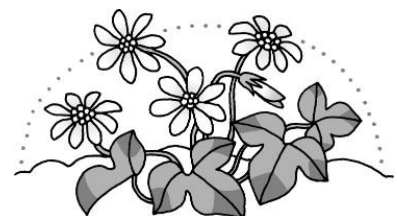
給食センターでは、除去食等の対応はありません。希望者には献立表と一緒にアレルギー対応表が配付されますので、各家庭でチェックをお願いします。

(2) 給食を残した場合

食中毒対応のため、家庭への持ち帰りはいっさいさせておりません。

7 その他

- ・1年生は、話したいこと、聞いてほしいことがいっぱいです。帰宅後に十分話を聞いてあげ、不安や不満を翌日に持ち越さないようにしましょう。
- ・就学時健康診断で、病気や所見があった場合は、入学までに受診されるようお願いいたします。
- ・健康面に関して不安なことがある場合は入学までに受診し、学校で配慮が必要であればお知らせください。
- ・児童の服薬に関して、学校や学級担任が薬を預かったり与えたりすることはしません。給食時間等に飲む薬を持参している場合も、忘れずに飲むよう声をかける対応のみとさせていただきます。点眼や慢性疾患等で個別の対応が必要な場合は、相談に応じますので学校へお申し出ください。



Ⅲ 学校生活ガイド

4 給食センターから

(1) 給食の実施について

- ① 週5日の完全給食で、滝沢市給食センターで作られています。
*主食は、米飯（週4.5回） または パン（週0.5回※偶数週の金曜日）です。
- ② 給食費は、原則として口座振替となっています。
*年間給食回数は175回です。（1食：272円、年間：47,600円）



(2) 食物アレルギーの対応について

- ① 滝沢市給食センターでは、代替のアレルギー食の実施は行っていない。
*事前に申し出のあったアレルギーのある児童には、献立のアレルギー対応表を配付しています。
*必要な場合には、ご家庭で代替食をご準備ください。
- ② 本校では毎年、アレルギーに関する調査を行っています。
*「アレルギー調査票」への記入・提出をお願いします。

(3) 給食の停止と返金について

- ① 連続して長期間欠席の場合、申し出により、給食を停止できることがあります。
*連続して5日以上欠食となる場合、早めに学校（担任）へ連絡してください。
- ② 学校から給食センターへ届出があつてから3日後より給食を停止します。
*申し出により給食を停止した時、停止期間の給食費はいったんお支払いいただき、年度末に再計算のうえ、お返しいたします。

(4) 給食の用意について

- ① 給食当番用エプロン・帽子は、原則として金曜日に持ち帰り、洗濯・アイロンをして、月曜日に持ってきます。
- ② 個人用給食袋には、マスク・ナプキンを入れます。



Ⅲ 学校生活ガイド

5 滝沢第二小学校いじめ防止基本方針

滝沢市立滝沢第二小学校

1 「いじめ」の問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成と人権に、重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をはらんでいる。

こうした事実をふまえ、本校では、いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、地域総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校は、学校教育目標に掲げる「明るく心豊かな子」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、情報共有と連携を図り、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校の児童に対して、本校に在籍している等、一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、積極的に認知し、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 「いじめ」の未然防止のための取組

＜児童に対して＞

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりに努める。また、学校・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 児童一人ひとりが「わかる授業」の実践に努め、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を持たせる指導に努める。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるという命の大切さを道徳や学級指導を通して育むことに努める。
- 「いじめは決して許されない」という認識を児童一人一人が持つように、学校の様々な活動の中で指導に努める。
- 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることを、「いじめ」を見たら先生や友達、家族にでも知らせ、やめさせるための行動が大切であることの指導をする。その際、知らせることは決して悪いことではないことを合わせて指導する。
- 児童生徒による取り組みの推進として、児童会活動を中心にして、「**滝沢市いじめ防止等対策リーフレット**」を活用するなどし、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論する取り組みを推進する。

Ⅲ 学校生活ガイド

《教職員は》

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- 児童が自己実現を図れるように、児童が主役の「わかる授業」の実践を日々行う。
- 児童の思いやりの心や命の大切さに対する認識を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- 教職員は、「いじめを決して許さない」という姿勢を持っていることを、様々な活動を通して児童に示していく。
- 教職員相互の日常的な情報交換を密にし、児童一人一人の小さな変化にも気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- いつでも、児童や保護者からの話は、親身になって聞く姿勢を持つ。
- 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めるよう研修の機会を設定し、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- 問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

《学校全体として》

- 『「正義」と「信頼」の学校』を目指し、全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- 毎月11日を「安心・安全・心の日」と設定し、全児童・全職員で再認識する機会とする。
- QUアンケート(6月)・心と体の健康観察(9月)・滝沢市いじめアンケート等の検査・調査と、「学校生活アンケート」を(7月・12月・2月)実施し、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- いじめ問題に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を高める。
- 校長が、「いじめ」に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ことと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- いつでも、どこでも、誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。(学期に一度児童との面談を実施)
- ネット上のいじめ発生を防ぐため、**児童が主体的に考える機会を設定し**、正しく利用しようとする態度の育成を図る。また、**教育振興運動やジュニアリーダーズセミナーを通して、児童によるスマートフォン利用ルールづくりの活動等を広げていく。**(家庭の協力や**教育振興協議会やPTAとの連携**を図る)
 - ア 「ちょボラ(ちょこっとボランティア)」の取組
 - イ 人権の花運動への取組
 - ウ 縦割り活動の取組
 - エ 全校一斉遊びの取組
 - オ 地域行事への参加
 - カ 災害地域等への支援活動 等

《保護者・地域の方々へ》

- 児童の様子で『あれ、変だぞ(おかしいな)！』という小さな変化に気づいたら、学校に連絡・相談していただく。
- 「いじめ問題」の解決には学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAの諸会合や校報、学校評議員会等で伝え、**「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」を活用するなどし**、理解と協力をお願いする。
- 学校のいじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信、リーフレットに掲載するなどして普及、及び啓発を図る。
- 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開したり、外部講師として協力をいただいたりしながら連携を強める。
- 保護者・地域の方を対象とした情報モラル研修会を開き、インターネットを使ったいじめを防止できるように情報機器の利用について考える機会を設定する。

Ⅲ 学校生活ガイド

4 いじめの防止等の対策のための組織

○本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置する。

「滝二小 いじめ問題対策委員会」

(1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー（ＳＣ）等
(必要に応じて、ＰＴＡ役員、教育委員会 学校評議員、学校医、保健福祉・警察関係者 等)

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

5 「いじめ」の早期発見・早期対応について

＜早期発見に向けて…「変化に気づく」＞

- 児童の様子を、担任をはじめ全ての教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師が迅速に積極的に声をかけ、安心感を持たせる等に努める。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みや不安等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

＜相談ができる…「誰にでも」＞

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しさを受け止め、児童を支えいじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに「いじめ対策委員会」を通して校内で情報を共有し、組織の一員として対応する。

＜早期の解決を図る…「傷は小さいうちに」＞

- 児童や保護者から相談のあった、あるいは教職員が気づいた「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者の二者関係だけでなく問題を多面的・構造的に捉えるよう努める。
- 事実関係を把握・確認する際には、情報の集約や整理をし、学校として組織的な体制のもとに行う。
- いじめをしている児童には、「いじめは絶対許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることを止めさせる。
- いじめることが、どれだけ相手を傷つけ苦しめているのかに気づかせる指導を行う。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

Ⅲ 学校生活ガイド

○ネットいじめへの対応

・インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、対応にあたる。

＜具体的な取組計画＞

月	取組内容	月	取組内容
4	授業参観・懇談会 携 居住地確認	10	SC との連 携
5	日常観察	11	いじめアンケート(市) 授業参観 いじめ対策委員会 個別面談
6	いじめアンケート(学校) 個別面談 いじめ対策委員会	12	期末面談
7	期末面談	1	
8		2	いじめアンケート(学校) いじめ対策委員会 個別面談
9		3	期末面談

※SC・・・スクールカウンセラー

6 いじめへの対処

○いじめの疑いがあったり、いじめの発見や通報を受けたりした際に、担任や特定の教職員が抱え込むことのないように情報を共有できる体制づくりを構築する。

○指導にあたっては、校長をリーダーとする「いじめ問題対策委員会」により、指導レベルを判断し、教職員全員で共通理解し、保護者や関係機関との連携の下で組織的に取り組む。

＜指導レベル＞

- A:子ども同士で解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル
 B:教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル
 C:教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル
 D:行為が悪質であり、重大事態となりうるレベル
 ※指導レベル C・D の事案は速やかに市教委へ報告

7 重大事態への対処

○校長が重大事態と判断した場合、直ちに、滝沢市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体になって「いじめ問題対策委員会」で調査し、事態の解決にあたる。その際、必要に応じてPTA役員（会長、副会長）、学校評議員 等を加える。

○調査結果は教育委員会に報告するとともに、調査によって明らかとなった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め適時・適切な方法で情報提供する。

○いじめを受けた児童及びその保護者の意向を尊重したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

Ⅲ 学校生活ガイド

- 「いじめ問題対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を上げて全力で取り組む。
- 対応については、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめを安易に「解消した」とせず、日常的に注意深く観察し、継続的な指導を行う必要がある。

なお、事案によっては、滝沢市（岩手県）教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署に通報し、警察と連携した対応をとる。

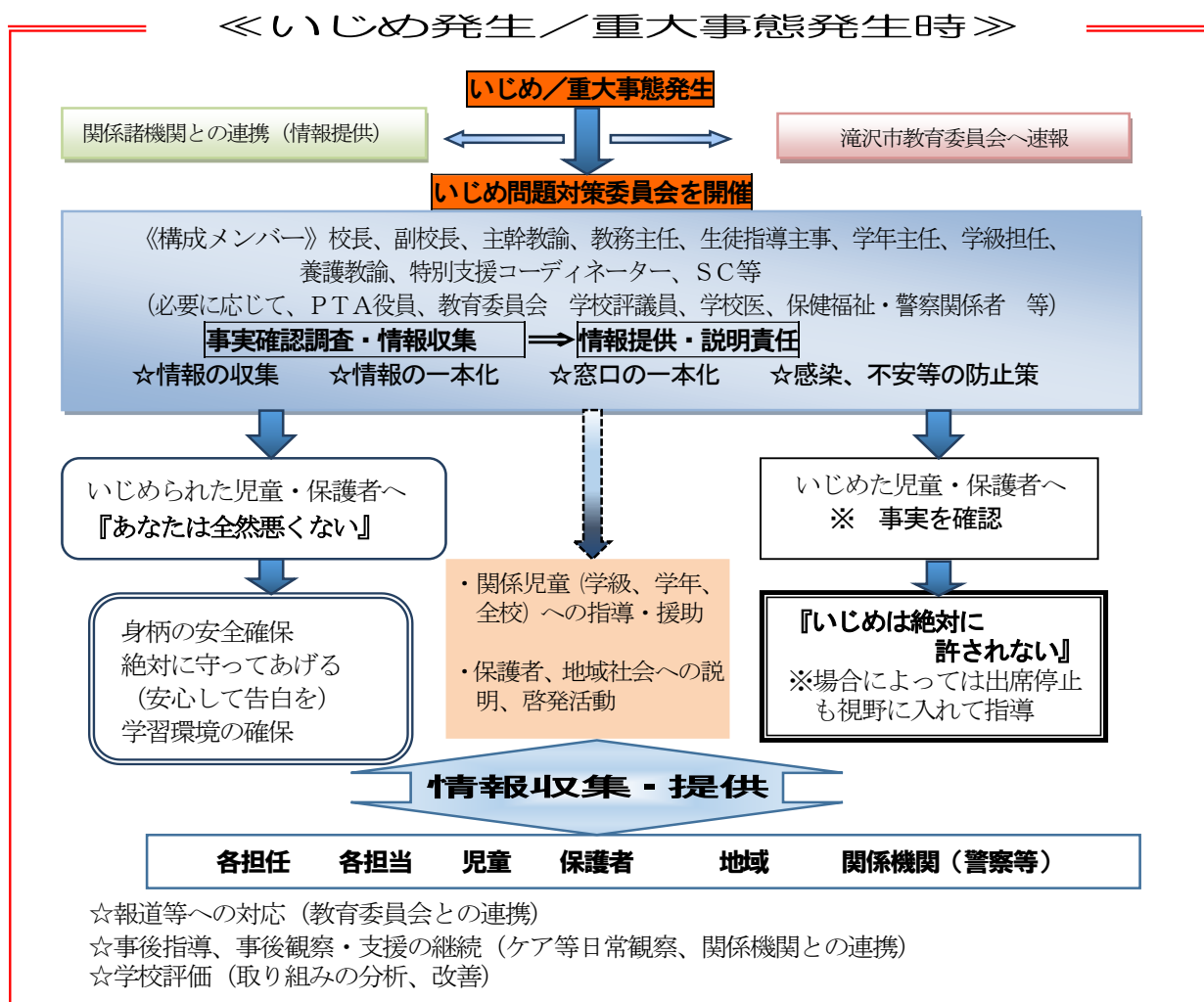
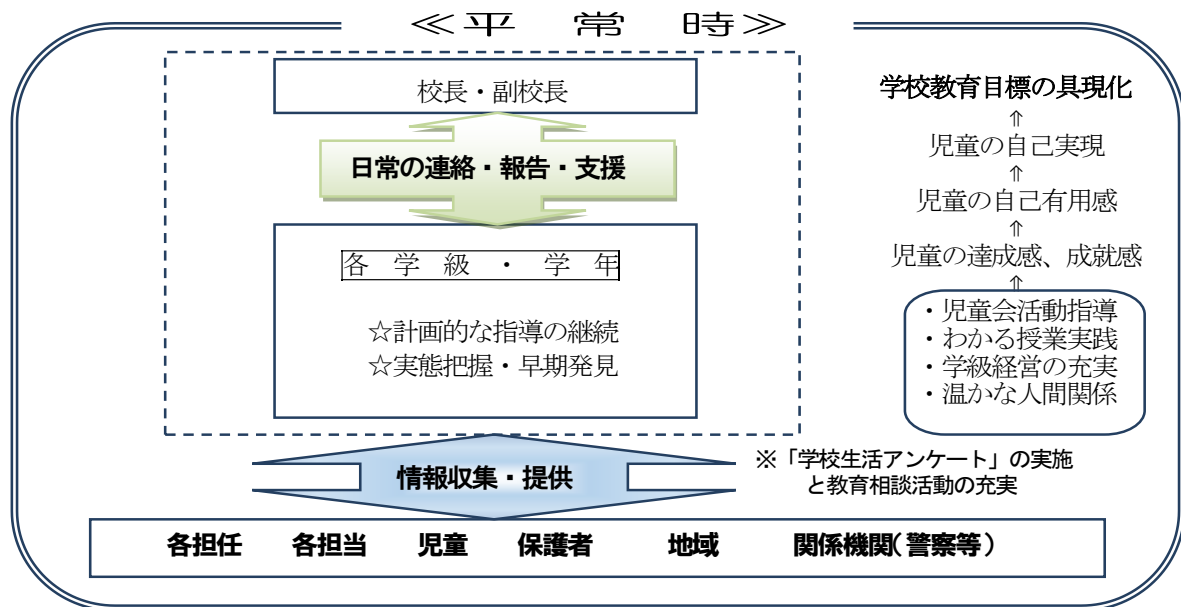
8 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- いじめの把握及びいじめに対する対応を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加える。
 - ・いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること。
 - ・いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること。

9 いじめ防止の校内体制チャート

（次頁参照）

Ⅲ 学校生活ガイド



※重大事態が発覚した時点で、緊急に「いじめ問題対策委員会」を開催、組織的に対応する。
同時に、一般児童のメンタルヘルスケア等のためのサポートチームを立ち上げ全校児童の不安を解消させなければならない。構成メンバーについては「いじめ問題対策委員」で検討する。

Ⅲ 学校生活ガイド

6 災害時の対応

1 災害時の対応（危険な状況下の登下校）

地震や台風、大雪などの自然災害、不審者や火災等々、異常事態が発生した場合は、その状況を把握し、関係諸機関との連携を図りながら、次のような措置をとります。



異常事態発生

（地震、台風、大雪、不審者、火災、……）

【登校時】

休校や登下校時刻を遅らせる場合は、午前6：30をめぐりにメール配信で連絡します。

【下校時】

レベル1 下校コース毎に集団下校

職員がつかないで下校コース毎に集団下校します。（職員が巡回します）

レベル2 下校コース毎の集団下校（職員同伴）

職員と共に職員と共に集団下校します。

レベル3 お迎えをお願いしての下校

全校児童を留め置き、お迎えをお願いして保護者に引き渡し、下校します。

- ※ 迎えが遅くなる場合は、学校へ連絡してください。
- ※ 原則、保護者や家族親族の方以外には引き渡しはできません。
- ※ 学童クラブ利用の児童も保護者への引き渡しを原則としますが、状況によっては、学童に職員が送る、または児童を学校に留め置き、学童クラブの職員が来校し、保護者が迎えに来るまで学校で見守りを行ってもらう等の措置をとる場合もあります。

【下校時 レベル3 保護者への引き渡しについて】

流 れ	内 容	備 考
1 保護者へお知らせ	○児童の迎えについて保護者へ連絡 学校からの緊急連絡網（メール配信）を受信します。 「～のため、お子さんを学校で引き渡しますので、お迎えをお願いします。」	◇メール配信
2 保護者へ引き渡し ① 保護者、学校着 ② 教室に迎え ③ 一緒に下校、学校発	○児童を保護者へ引き渡し ＊ 1・2年と岩姫の保護者、3～6年と時間帯をずらして迎えにきてもらいます。 ＊ 保護者は教室に迎えに行きます。 ＊ 保護者と一緒に下校 ① 保護者、学校着 ＊ 係の指示に従い、駐車 ② 教室に迎え ＊ 児童玄関から出入り、教室で名簿にチェック ③ 一緒に下校、学校発 ＊ 車は、校庭側出入口からまたは校門から退出	◇学級で引き渡し
3 引き渡し終了	○児童の引き渡し終了 ＊ 迎えが遅くなる児童は、「図書室」または1階ホールに待機	◇各家庭で安全確保

Ⅲ 学校生活ガイド

2 緊急連絡の方法

地震や台風、大雪などの自然災害、不審者や火災、学校での事故等々、異常事態が発生した場合は、その状況を把握し、関係諸機関との連携を図りながら、対応するとともに、できる限り速やかに保護者の方に連絡をとります。

異常事態発生

(地震、台風、大雪、不審者、火災、……)



【学校の対応】

- (1) 子どもたちの安全を確保します。(緊急避難等を行い安全確保)
- (2) 関係諸機関と連絡を取り合い、情報収集に努めます。(警察署、消防署、PTA、市教育委員会、教育事務所等)
- (3) 校内体制を整え、最善の措置を検討し、実行します。

【保護者の方への連絡方法】

① メール配信

異常事態が発生した場合、本校では、学校連絡網を使ってご連絡を差し上げます。利用登録いただきますようお願いします。

※ 次ページの「学校連絡網利用者登録の手順」を参照のうえ、ご登録をお願いします。

※ 登録方法など、ご不明の点がありましたら「<http://g-renraku.com/support/inquiry2/>」をご覧ください。

※ メールアドレスが変わった場合も、同様の方法で登録できます。

② 学級連絡網（電話）

異常事態が発生した場合、地区子ども会の連絡網を使って、ご連絡を差し上げます。必ず全員に連絡していただくようお願いします。

※ 子ども会に加入していない方は、連絡内容を教えていただく方を事前に決めておいてください。

③ 学校昇降口前に掲示

「① メール配信」や「② 子ども会連絡網（電話）」が使えない場合は、学校昇降口前に掲示し、緊急連絡をします。

《 掲 示 》 学校昇降口前に掲示

Ⅲ 学校生活ガイド

7 コロナウイルス感染症対策

○入学式、卒業式、始業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じるなどの工夫を講じる。

＜感染拡大防止の措置＞

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞

- ・参加人数を抑えること

(在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等)

- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること

(祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など)

○修学旅行は、子どもたちにとってかけがえのない貴重な思い出となる教育効果の高い活動であるため、適切な感染防止策を十分講じた上で、その実施について最大限の配慮をお願いしたい。

○運動会等の実施に当たっては、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えられる。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討もお願いしたい。

○児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられる。

○開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

○学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要。実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。

(各学校行事における工夫の例)

※例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要

◆儀式的行事（新任式・離任式など）

- ・離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする

Ⅲ 学校生活ガイド

◆文化的行事（文化祭、学習発表会、音楽会、クラブ発表会、芸術鑑賞会など）

- ・小グループやパート毎の練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみ
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す

◆健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・健康診断について、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が 多くならないよう十分配慮する
- ・防災指導、交通安全指導及び避難訓練や防災訓練などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする

◆遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事

- ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し会話を控える

○学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際には、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に示す感染症対策を講じた上で、共通する感染症対策として、3密を避けることに留意しながら、

- ・事前に生徒の健康観察を行う
- ・マスクの着用や共用の教材、教具、機器、設備などを適切に消毒するとともに常時換気する
- ・貸切バス等での移動にあたってはマスクの着用、会話の自粛、車内の換気（降車時に窓を開ける）を徹底する
- ・共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・手指消毒を徹底する
- ・実習（材料運搬や作業）においては教員・生徒同士の接触を極力避け、個人で使用する材料や道具の配布及び回収は、生徒個人が行う
- ・生徒同士の距離を可能な限り確保（概ね1～2メートル）し、対面とならないように配置する（身体的距離は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す地域ごとの行動基準を参考とする）
- ・空間を分割した少人数での活動を行う
- ・生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す地域ごとの行動基準を参考とする。

Ⅲ 学校生活ガイド

8 各種手続き

1 転入・転出の手続き

(1) 転入に必要な手続き

- ① 前住所で転出手続きをした際に交付される「転出証明書」もしくは「転出証明書に準ずる証明書」を持参し、滝沢市役所市民課において転入手続きを行ってください。
- ② 市役所3階の教育委員会で、転入の申し出をしてください。滝沢市の新しい住所から、通学する学校を指定され、「学齢児童生徒異動通知書」が交付されます。
- ③ 学校へ連絡し、来校してください。その際に前の学校から交付された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等を持参ください。
- ④ 学校では、次の書類をお渡しし、学校全般について説明します。
ア 「滝沢第二小学校PTAガイド」 イ 「家庭連絡票」
ウ 「学年通信(直近のもの)」 エ 「就学援助費申請書類(申請を希望する場合)」
※ 長期休業中や年度末の場合、新しい学級、担任については、最初に登校した日のお知らせになる場合もあります。
- ⑤ 最初の登校日は、なるべく保護者も一緒に付き添い願います。

(2) 転出に必要な手続き

- ① 転出することが決まり次第、学級担任へ「いつ、どこへ引っ越します」とお申し出ください。また、転出の手続きに来校する日時をお知らせください。
- ② 学校から、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を交付します。
(これらは、新しい学校に提出してください。)
※ 新しい学校では「教科用図書給与証明書」に基づき、使用教科書が異なる場合は、無償で新しい教科書を手配し児童へ配付します。ただし、同じ教科書はそのまま引き続き使用しますので、新たに配付になりません。現在使用している教科書は捨てないで持って行ってください。
※ 滝沢市内での転居に伴う、滝沢市内の学校への転校の場合、使用している教科書は同じですので、現在の教科書を引き続き使用します。
- ③ 滝沢市役所市民課において転出の手続きを行ってください。

(3) その他

学区外通学(現在の居住地から、滝沢市内・市外に引っ越しした場合)特別な事情が認められる場合、必要な申請を行うことによって、学区外通学(転校せずに、そのまま滝沢第二小学校へ通学すること)が認められる場合があります。

学年や事情によって異なりますので、学区外通学を希望する場合は、教育委員会へお問合せください。



Ⅲ 学校生活ガイド

2 就学援助の申請

(1) 就学援助制度の概要

滝沢市では、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校での学習に必要な学用品、修学旅行費、校外活動費、給食等の経費の一部を援助する制度があります。

(2) 内容就学援助の内容

認定されますと、下記の援助が受けられます。

- ① 学用品費
 - ② 通学用品費
 - ③ 新入学児童学用品費（1年生に支給されます）
 - ④ 修学旅行費
 - ⑤ 校外活動費
 - ⑥ 通学費（小学校は自宅から学校までの通学距離が4キロ以上の場合に対象となります）
 - ⑦ 体育実技用具費（1～3年の間に1回、4～6年の間に1回、授業で使用するスキー用具等を購入した場合に支給されます）
 - ⑧ 医療費（定められた疾病の治療をする場合。事前に養護教諭へ連絡願います）
 - ⑨ 学校給食費
 - ⑩ PTA会費、児童会費
- ※ 生活保護世帯は、上記のうち④修学旅行費と⑧医療費のみが対象となります。
- ※ 他市町村区域外就学者は、学校所在地市町村から⑧医療費と⑨学校給食費、住所地市町村から①から⑦の費目が給与されます。（ただし、他市町村でも認定の場合）



(3) 就学援助制度の申請手

年度当初認定のながれ

- ① 在校生には、2月初旬に制度の案内文書を配付します。新1年生については、入学説明会において制度の案内文書を配付します。
 - ② 申請希望申込書を提出いただいた保護者へ、申請書類を配付します。
 - ③ 提出期限（在校生については2月末日、新1年生については4月1週ごろ）までに、申請書類と必要添付書類（世帯全員の所得の証明書類等）を学校まで提出いただきます。
 - ④ 学校は申請書類等を確認し、校長の意見を記入し市教育委員会へ書類を提出します。
 - ⑤ 市教育委員会が審査を行い、認定処理を行います。
 - ⑥ 5月に市教育委員会から学校へ、申請者の認定・非認定について通知されます。
 - ⑦ 学校から保護者へ、認定・非認定を通知します。
- ※ 年度途中についても、随時申請は受け付けます。学校の事務担当までお問合せください。